

2020年12月11日

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 ヒアリング資料

社会福祉法人全国盲ろう者協会

1. 職業教育・訓練における盲ろう者への支援体制の整備

- ①盲ろう者が職業訓練施設(各種学校職業科、国リハ、視力障害センター等を含む)において、適切な職業教育・訓練を受けるためには、意思疎通支援と移動支援を一体的に行う通訳・介助支援が必要である。
- ②盲ろう者が職業に就き、自立した生活を送れるようにするための最低限必要のスキル(パソコンや情報端末を使いこなすための技術、拡大読書器・スクリーンリーダー・点字ディスプレイ等の支援機器の活用スキル等)を習得するための指導プログラムの開発・普及に取り組むとともに、これらの知識とスキルを持ち、盲ろう者の特性を理解している指導者(訓練員)を養成する必要がある。
- ③重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に、障害者総合支援法の地域生活支援事業において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたが、職業訓練学校への通学や盲ろう者(児)が利用できる就労継続および就労移行事業所は限られており、広域的な利用(遠距離からの通所、通学)をせざるを得ないため、事業所などの一般的な送迎サービス(送迎車両)を利用することは困難である。このため、公共交通機関などを利用した人的な移動支援として、同行援護の利用を認める必要がある。

2. 盲ろう者の通勤支援および職場支援

- ①盲ろう者が、通勤支援や職場での支援のために「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」を利用するには、市町村の理解が不可欠であるとともに、その前提として、国において確実な財政措置が講じられる必要がある。さらに、盲ろう者を雇用する企業の人事担当者などが、その制度の仕組みや利用方法について理解できるように支援していく必要がある。
- ②盲ろう者の視覚、聴覚の障害については、加齢により重度化するケースが多く、そのため、職場の物的環境や人的サポート体制についても、障害の進行に即した見直しが必要である。
- ※盲ろう者が使用するパソコン機器、点字ディスプレイ、ソフト(メーラー、スクリーンリーダー等)、拡大読書機等は決して安価なものではない。また、盲ろう者に対する人的サポートは、単一の視覚障害者や聴覚障害者と比べて困難性が高い。
- ③盲ろう者の職場定着を進めていくためには、就労支援員が盲ろう者の本心を引き出し、会社側に対し盲ろう者ととも求めることを継続的に進めていくことが求められる。また、このためには、盲ろう者の障害特性やニーズに深い理解のある就労支援員の育成が必要である。